ー 令和７年度 ー

淡路市
防犯カメラ設置補助事業募集のご案内

淡路市では、地域の見守り力の向上を図るため、まちづくり防犯グループ等の地域団体が行う防犯カメラ設置に要した経費の一部に対して、補助を行っています。

募集期間

令和７年５月１２日（月）～７月３１日（木）必着

淡路市

問い合わせ先：　淡路市 危機管理部 危機管理課
〒656-2292 淡路市 生穂新島 8 番地 6
TEL　０７９９－６４－２５５５
FAX　０７９９－６４－２１７０

目　　次

募集要項

１	事業趣旨	１
２	募集期間・申請方法	１
３	補助額等	１
４	補助の要件	２
５	その他手続きに関する留意事項	３
６	参考事項	４
７	問い合わせ先	４

Ｑ＆Ａ　５

提出書類の記載例

○淡路市防犯カメラ設置費補助金交付申請書	６
○収支予算書	７
○防犯カメラ設置補助事業(計画・変更・実績)報告書	８
○地域団体合意書及び維持管理等誓約書	９
○位置図について	１０・１１
○防犯カメラ等管理運用規程	１２・１３

様　式

○淡路市防犯カメラ設置費補助金交付申請書
○収支予算書
○防犯カメラ設置補助事業(計画・変更・実績)報告書
○地域団体合意書及び維持管理等誓約書
○防犯カメラ等管理運用規程
○（参考）位置図
○（参考）同意書
○（参考）設置許可書

令和７年度　淡路市防犯カメラ設置補助事業　募集要項

１　事業趣旨

まちづくり防犯グループ等の地域団体が行う防犯カメラ設置を促進し、地域安全まちづくり活動を防犯設備面から支援することにより、地域の見守り力の向上を図る。

※　防犯カメラとは、専ら犯罪の予防を目的として公道等を撮影するために常設する映像撮影機器であって、映像の表示及び記録の機能を有するものをいう。

２　募集期間・申請方法

募　集　期　間	**令和７年５月１２日（月）～ ７月３１日（木）（必着）**
申　請　方　法	①　所定の申請書及び関係書類を作成のうえ、窓口への持参により提出してください。 ②　申請書等の様式は、淡路市ホームページからダウンロードできます。 ③　**補助対象となる防犯カメラの設置は１団体に１カ所１回限り**とします。
申請に必要な書類	①　淡路市防犯カメラ設置費補助金交付申請書 ②　収支予算書（別記１） ③　地域団体合意書及び維持管理等誓約書（別記２） ④　見積書（防犯カメラの購入費及びその設置工事費が分かるもの） ⑤　仕様書（防犯カメラの機能要件が分かるもの） ⑥　防犯カメラ設置補助事業（計画・変更・実績）報告書 ⑦　設置位置図 ⑧　写真（設置場所の状況及び想定撮影範囲が分かるもの） ⑨　地域団体の規約及び役員名簿の写し ⑩　前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
補助金交付申請団体の採択	①　募集終了後、危機管理課が**交付申請団体を採択**します。 ②　採択は、申請関係書類を審査のうえ、過去の補助状況、犯罪発生状況、団体の防犯活動実施状況、カメラ設置の必要性・緊急性・妥当性などを総合的に審査のうえ決定します。 ③　採択された団体は、**補助金交付決定の通知を受けたうえで事業に着工**していただくこととなります。 ④　**審査の結果、不採択となる場合があります。**

３　補助額等

補　助　額	**１カ所８万円** **（当該補助金等の額を差し引いた額と８万円を比較していずれか低い額とする）** ※　１カ所とは、独立した防犯カメラシステム一式をいう。 ※　複数台の防犯カメラを設置して、レコーダー１台に接続する場合は、１カ所とする。
補助箇所数	**５カ所（予算額の上限に達した場合は、申請の受付を終了します）**
補助対象経費	対人等犯罪予防を目的として公道等に常設する、映像の撮影、記録等の機能を有する機器（防犯カメラシステム）及び防犯カメラ設置を明示する標識の購入並びに設置工事に要する経費
補助対象期間	**申請受理日から令和８年１月３１日までに設置・完了する事業** （ただし、補助金交付決定までに防犯カメラを設置する場合は、事前着手許可が必要ですので、**必ず淡路市危機管理課までご連絡ください。**）

４　補助の要件

補助対象団体	以下に掲げるすべての要件を満たす地域団体であること。 ① 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。 ② 活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されていること。 ③ 活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入できること。 ④ 規約や代表者を決めていること。
撮影場所	以下に掲げるすべての要件を満たす撮影場所であること。 ① 道路、公園、その他不特定多数が利用する公共の場所であること。 ② 撮影画像の概ね２分の１以上の面積を公共の場所が占めること。 ③ 私有財産（個人の住宅、マンション等の共同住宅、駐車場、事業所等）の管理目的と認められるものではないこと。 ④ 公有財産（自治会館等）の管理目的と認められるものではないこと。
カメラの機能要件(レコーダー内蔵型は、下記レコーダーの機能要件も満たすこと。)	以下に掲げるすべての要件を満たすカメラであること。 ① 有効画素数が38万画素以上かつ解像度が720×480以上であること。 ② カラー画像であること。（夜間撮影時を除く） ③ 作動時間が１日２４時間であること。 ④ 夜間も人物等が識別できる撮影機能（被写体最低照度0.1Ｌｕｘ以上、赤外線照射機能付きカメラを推奨）があること。 ⑤ 屋外用として使用できる防雨性能があること。
レコーダーの機能要件	以下に掲げるすべての要件を満たすレコーダーであること。 ① 記録時間が１日２４時間及び７日間以上であること。 ② 記録間隔が１秒間に４コマ（４ＦＰＳ）以上であること。 ③ ３８万画素(720×480画素)以上での記録ができること。 ④ 外部記録媒体に画像が記録できる機能があること。
標識の掲出	防犯カメラ設置場所に、「防犯カメラで撮影している旨」及び「設置団体の名称」を表示する標識を明確かつ適切な方法で掲示すること。
位置図の作成	防犯カメラ設置場所と地域周辺を示す地図を作成していること。 （Ｐ４、P10、P11参照）
地域の合意	防犯カメラの設置及び維持管理等について地域団体の合意があること。
設置許可	防犯カメラ設置場所の所有者等の承諾・許可があること。
防犯カメラ等管理運用規程の制定	以下に掲げるすべての事項を含む防犯カメラ等管理運用規程が定められていること。 ① 管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務 ②「撮影していること」及び「設置者の名称」の明示 ③ 記録した映像の保管方法・保管期間・保管期間終了後の消去方法 ④ 記録した映像の利用・提供の制限 ⑤ 苦情処理対応 ⑥ その他防犯カメラの運用に関すること
記録した映像の漏洩防止措置	以下に掲げる事項の情報流出防止措置がとられていること。 ① 固定や施錠設備によるレコーダー、外部記録媒体等の盗難防止措置をとること。 ② ネットワークシステム及び外部記録媒体のパスワードの適切な設定と定期的な変更等による記録映像の流出防止措置をとること。

５　その他手続きに関する留意事項

補助金交付申請手続きについて	補助金交付申請には、補助金交付申請書、誓約書、設置許可証等の写し、事業計画報告書等の提出が必要です。審査が終了後、補助金交付決定通知書を決定団体代表へお送りします。 決定後、債権者登録書、通帳の写し、委任状（通帳の名義人が補助金交付申請書に記載した団体名、代表者名と異なる場合）等の提出をお願いします。
工事等の着工について	**防犯カメラ設置工事等の事業は、補助金交付決定通知後に着手**してください。
設置場所の許可について	防犯カメラ設置には、**必ず、設置場所（土地、建物、柱等）の所有者・管理者の承諾・許可が必要**（申請団体が管理する自治会館等も同様）です。 **電柱に設置する場合は、設置許可取得まで数ヶ月必要な場合があります。** 道路や公園等に設置する場合は、道路交通法その他の法令に基づく管理者の許可が必要ですので、県や市の管理担当課等と協議してください。 **設置許可は補助の要件となりますので、申請前に、あらかじめ設置場所の所有者等をよく確認のうえ、十分協議をしていただきますよう、お願いします。**
設置に関する合意について	**撮影映像に入る住宅等がある場合は、必ずその住民等に説明して、同意を得ておいてください。また、撮影場所や設置場所に隣接する地域との間でも合意を得ておくようにしてください。**
補助事業実績報告書の提出期限について	**事業完了日から３０日以内に、補助事業実績報告書等の必要書類の提出**をお願いします。提出期限までに報告書等の提出がない場合、補助金交付決定を取り消すことがあります。
補助金の支払いについて	補助事業実績報告書等を審査のうえ、当該事業が交付決定の内容及び条件に適合すると認められるときは補助金額を確定し、申請団体からの補助金請求書に基づき指定口座への振込により補助金を支払います。 補助金の支払いは実績報告後の精算払いとします。
補助対象外となる経費及び事業について	以下に掲げる事項のいずれかに該当するときは、補助対象外となります。 ① 既存設備の撤去に要する経費 ② 土地造成、土地又は建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費 ③ 防犯カメラシステム維持管理（賃貸費を含む）に要する経費 ④ 市が過去に補助した団体への補助事業 ⑤ 県及び市が過去に補助した同一箇所（同一システム）への補助事業 ⑥ 市の他の制度で対応が可能と判断される事業
採択・交付決定の取消し、補助金の返還について	以下に掲げる事項のいずれかに該当するときは、**補助金交付申請団体としての採択の取消し、補助金交付決定の取消し、補助金の返還**を求める場合があります。 ① 淡路市防犯カメラ設置費補助金交付要綱の規定に反する場合 ② **提出期限までに補助事業の審査に必要な書類が提出されない場合** ③ 本事業により補助を受ける事業と同一の事業について、市から重複して補助を受けた場合 ④ 補助金交付決定前に着工した場合 ⑤ 防犯カメラ等管理運用規程が遵守されない場合

6　参考事項

(1)　位置図の作成要領

効果的な防犯カメラ設置場所(危険箇所)を選定していただくため、**位置図を補助事業申請に必要な書類**としていますので、以下の要領により作成をお願いします。

	作成要領	
危険箇所の選定基準	①　入りやすい場所(境界がなく誰でも出入りすることができる場所) ②　見えにくい場所(周囲からの視線が犯罪者に届きにくい場所) **※　危険箇所として選定した理由を地図内又は別紙に記載すること。**	
地図の体裁	①　作成方法は、手書きやパソコン使用による作成等、体裁を問わない。 ②　用紙サイズはＡ４又はＡ３とする。 ③　地図の作成範囲は、概ね申請団体の活動範囲とする。 ④　縮尺は、下記検討・調査事項が判読できる程度のものとする。 **※　地図のコピーや電子地図の印刷を利用する場合は、発行元の許可が必要。**	
検討・調査事項の例 **(右記ゴシック表記の事項は必須項目)**	検討・調査事項	表示方法
	危険箇所(入りやすい場所、見えにくい場所)	**塗りつぶし、斜線等で表示**
	本補助事業での防犯カメラ設置予定場所	**丸印「●」で表示**
	本補助事業での防犯カメラ撮影予定方向	**矢印「→」で表示**
	小学校等の通学路	点線「…」で表示
	「子どもを守る 110 番の家･店」の設置場所	バツ印「×」で表示
	既設防犯カメラの設置場所	三角印「△」で表示

(2)　淡路市防犯カメラ設置補助事業の手続きの概要

		手続きの順序	手続者	概　要
	1	補助事業への申請	団体	申請受付窓口へ申請書及び必要書類を提出
	2	交付申請団体の採択	市	申請団体へ審査結果を文書で通知
☆	3	補助金交付決定	市	補助金交付決定通知書、各種必要書類を送付
	4	事業の実施	団体	事業計画に基づき防犯カメラ設置工事を実施
	5	補助事業実績報告	団体	**事業完了後 30 日以内に、補助事業実績報告書等の必要書類を提出**
	6	実績確認･補助金確定	市	補助実績報告書等を審査、補助金額を確定
	7	補助金の支払い	市	補助金を団体の指定口座へ振込(精算払い)

☆　上記３において補助金交付決定通知を受けた後、事業の実施になります。

(3)　申請受付窓口

淡路市　危機管理部　危機管理課（防災あんしんセンター　２階）

(4)　警察への情報提供

効果的な防犯活動、パトロール活動等に資するため、防犯カメラ設置場所や設置団体の情報については、警察へ情報提供します。

7　問い合わせ先

〒656-2292　淡路市生穂新島 8 番地６　淡路市危機管理部危機管理課
TEL：07799-64-2555　　FAX：0799-64-2170

Q＆A

1	申請書のチェック欄は誰が記載するのですか。	**申請団体の代表者が記載**してください。 申請に必要な添付書類をチェックするために活用します。
2	地域の合意とは何ですか。	申請団体内で、防犯カメラの機器、設置場所、適正運用、維持管理、運用経費支出等の合意が得られていることです。
3	地域の合意を示す書面の提出は必要ですか。	**必ず申請時に提出してください。** 補助事業の利用について申請団体内での合意、防犯カメラの適正管理の意思を確認するためです。（別添「地域合意書及び維持管理等誓約書」参照）
4	防犯カメラ等管理運用規程は必要ですか。	**必ず申請時に提出してください。** 補助事業で設置する防犯カメラについては、淡路市が策定した防犯カメラ運用基準についてのガイドラインに基づく運用規程の制定を義務づけています。（別添「防犯カメラ等管理運用規程」参照）
5	申請後に金額や仕様の変更があった場合に提出する書類は何ですか。	防犯カメラ設置補助事業(計画・変更・実績)報告書を作成のうえ、変更事項を示す書面(見積書、仕様書等)を添付して淡路市危機管理課へ提出してください。
6	なぜ、位置図が必要なのですか。	申請団体が抽出した危険箇所に防犯カメラを設置することで、効果的な防犯カメラの設置を図るためです。
7	位置図は、申請時に提出が必要ですか。	**必ず申請時に提出してください。** 設置場所の危険性の検討結果について審査するためです。
8	防犯カメラの設置場所等について警察との相談は必要ですか。	**必ず最寄りの警察署へ相談してください。** 各警察署には、申請団体からの防犯カメラ設置の相談に対応する旨の了承をいただいております。
9	団体の規約、名簿は、申請時に提出が必要ですか。	**必ず申請時に提出してください。** 補助対象団体の要件を満たしているか確認するためです。
10	同意書の提出は必要ですか。	市へ提出していただく必要はありませんが、撮影範囲に住居等が含まれる方の同意は必ず得てください。 なお、その際使用した同意書については、防犯カメラ設置団体で保管してください。
11	書類の提出先について教えてください。	淡路市危機管理部危機管理課（防災あんしんセンター２階）へお願いします。

様式第１号（第６条関係）

記載例

年　　月　　日

淡路市長　様

団　体　名　〇〇町内会
代表者住所　淡路市〇〇〇番地〇〇
代表者氏名　兵庫　太郎
電 話 番 号　〇〇　－　〇〇〇〇

役職も記入してください

淡路市防犯カメラ設置費補助金交付申請書

淡路市防犯カメラ設置費補助金交付要綱第６条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1　補助金交付申請額　　円

市補助金を記入してください

2　設置予定場所

3　設置工事期間　　年　　月　　日着工予定
　　年　　月　　日完了予定

予定工期を記入してください

4　添付書類

（1）　収支予算書（別記１）
（2）　地域団体合意書及び維持管理等誓約書（別記２）
（3）　見積書（防犯カメラの購入費及びその設置工事費が分かるもの）
（4）　仕様書（防犯カメラの機能要件が分かるもの）
（5）　防犯カメラ設置補助事業（計画・変更・実績）報告書
（6）　設置位置図
（7）　写真（設置場所の状況及び想定撮影範囲が分かるもの）
（8）　地域団体の規約及び役員名簿の写し
（9）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

別記１

記載例

収　支　予　算　書

１　収入の部　　（単位：円）

科　　目	予　算　額	摘　　要
市補助金	80,000　円	
防犯協会補助金	20,000　円	
自己負担金	40,000　円	
計	140,000　円	

消費税込みの金額を記入

・機器の調達に要する経費
カメラ・モニター・レコーダー又はその他の防犯カメラシステムを構成する機器の調達に要する経費を記載

・設置工事に要する経費
機器の取り付け又は設置工事に要する経費を記載

２　支出の部

科　　目	予　算　額	摘　　要
機器調達・設置工事費	140,000　円	
計	140,000　円	

値引きや端数調整額等についても、機器調達・設置工事費に組み込んで金額を記載

（注）収支の計はそれぞれ一致する。

消費税込みの金額を記入
収支の合計金額は一致すること。

別紙

記載例

防犯カメラ設置補助事業（計画・変更・実績）報告書

設　置　団　体	団体名　○○町内会 代表者名　兵庫　太郎 電話　000－000－0000　　携帯　000－0000－0000			
設置場所住所	淡路市　○○○○　　○○番地　○○ （施設名　○○駐車場　新設ポール　　） 番地・施設名まで正確に記入してください			
設置する場所の所有者	設置許可を取った上で、所有者を記入してください			
設置許可有無	□設置許可あり　☑許可見込み(交付決定時には許可を得ていること)			
稼働(予定)年月日	○○○○年　○○月　○○日　　決定通知日以降を記入してください			
設備の概要	種　別	数量	仕　様	
	カ　メ　ラ ☑レコーダー接続型 □レコーダー一体型 (レコーダー一体型も下記にレコーダーの仕様を記載すること) レコーダーを設置する場合 ＳＤカードを使用する場合	１台	☑撮影画素数３８万画素以上 ☑解像度 720×480 以上 ☑カラーでの撮影機能あり ☑作動時間が１日 24 時間 ☑夜間撮影機能あり ☑防雨機能あり	
	レコーダー 「レコーダー接続型」に☑した方は記載 ＳＤカードを使用する場合は空欄	台	☑記録時間が１日 24 時間及び７日間以上あり ☑１秒間の記録コマ数：４FPS 以上 ☑記録画素数：３８万画素以上 ☑解像度 720×480 以上 ☑外部記録媒体への画像記録機能あり ☑記録画像の情報流出防止措置あり	
	防犯カメラの設置を明示するための表示	１枚	サイズ	縦（ ３０ ）cm　横（ ２０ ）cm
			種　別	☑プレート　□シール □その他（　　）
			表　記	☑「防犯カメラ設置」等及び設置団体名
設置等の合意	☑設置機器、設置場所、適正管理、維持費支出等について、設置団体内での合意がある（別添「地域団体合意書及び維持管理誓約書」のとおり）			
設置場所の検討	☑防犯カメラ設置場所周辺の防犯環境について、設置団体内で検討をしている（別添「位置図」記載のとおり）			
管理運用規程	☑補助要件に定める事項を含む防犯カメラ管理運用規程が定められている（別添「防犯カメラ管理運用規程」のとおり）			

注　該当する事項の□にはチェックマーク(✓)を記入してください。

別記２

記載例

地域団体合意書及び維持管理等誓約書

年度に淡路市防犯カメラ設置費補助事業で次の場所に設置する防犯カメラは、〇〇町内会の合意に基づき設置するものです。
設置後は、〇〇町内会が適正に維持管理及び運用することを誓約します。

設置場所	淡路市　〇〇　〇〇　番地　〇〇 （施設名　〇〇駐車場　新設ポール　）

設置場所については、番地・施設名まで正確に記入してください

〇〇年　〇月　〇〇日

淡路市長　様

団　体　名　〇〇町内会
代表者住所　淡路市〇〇　〇〇番地〇〇
代表者氏名　兵庫　太郎

押印不要です

位置図について(記載例については次ページを参照ください)

1	位置図とは何ですか。	地域の通学路や公園などを点検して、**犯罪が起こりやすい場所(危険箇所)をマップ上に表したものです。**
2	だれがマップを作成するのですか。	**応募団体**が、団体内や地域の方々と検討のうえ作成してください。
3	どこを点検するのですか。	**目視可能な公共の場所**に限ります。個人の住宅などの私的な場所は、プライバシーの侵害になるので対象外とします。
4	マップ上に何を記載するのですか。	**犯罪が起こりやすい場所(危険箇所)等を記載します。** 危険箇所を中心に、今回設置したい防犯カメラの設置場所や、通学路、既設防犯カメラ、110 番の家・店等を記載し、どこに防犯カメラを設置するかご検討ください。
5	危険箇所とは何ですか。	「入りやすい場所」、「見えにくい場所」を判断基準として、該当する場所を犯罪が起こりやすい「危険箇所」とします。
6	「入りやすい場所」とは、どのような場所ですか。	境界等が設けられておらず、 ○ **犯罪を実行しようとする者が、簡単に怪しまれることなく被害者や犯行場所に近づける場所** ○ **邪魔になるものがなく、簡単に犯罪を実行できる場所** ○ **犯行後すぐに逃げることができる場所** のことで、道路、路地、公園等があります。
7	「見えにくい場所」とは、どのような場所ですか。	周囲からの視線が届きにくく、 ○ **助けを求めても誰からも助けてもらえそうにない場所** ○ **警察に通報されるおそれが少ない場所** のことで、トンネル、地下通路、路地、樹木に囲まれた公園等があります。このほかに、人通りがあっても、 ○ **見て見ぬふりをされそうな場所** として、落書きが放置された場所等があります。
8	どうやって作ればよいのですか。	カメラの設置予定場所、撮影予定方向、危険箇所等の検討結果を示すものであれば、手書きやパソコン利用など、**体裁は問いません。** ただし、**用紙サイズはＡ３又はＡ４**としてください。
9	地図のコピーに書き込みしたものは位置図として提出できますか。	著作権を有する地図発行元の許可が必要です。 **なお、国土地理院の地図(インターネットの検索サイトで「地理院地図」を検索)を利用して作成した位置図を補助事業の関係書類として添付する場合は、許可は不要です。**
10	複数箇所応募の場合、マップは複数枚必要ですか。	複数の危険箇所と防犯カメラの設置予定場所の記入があれば、１枚のマップでもかまいません。

※【設置理由】だけでなく【危険箇所】の説明も、**必ず**地図に記載してください！
※Ｐ４，Ｐ１０参照

記載例

位置図（　　○○年○○月○○日　△△町内会作成）

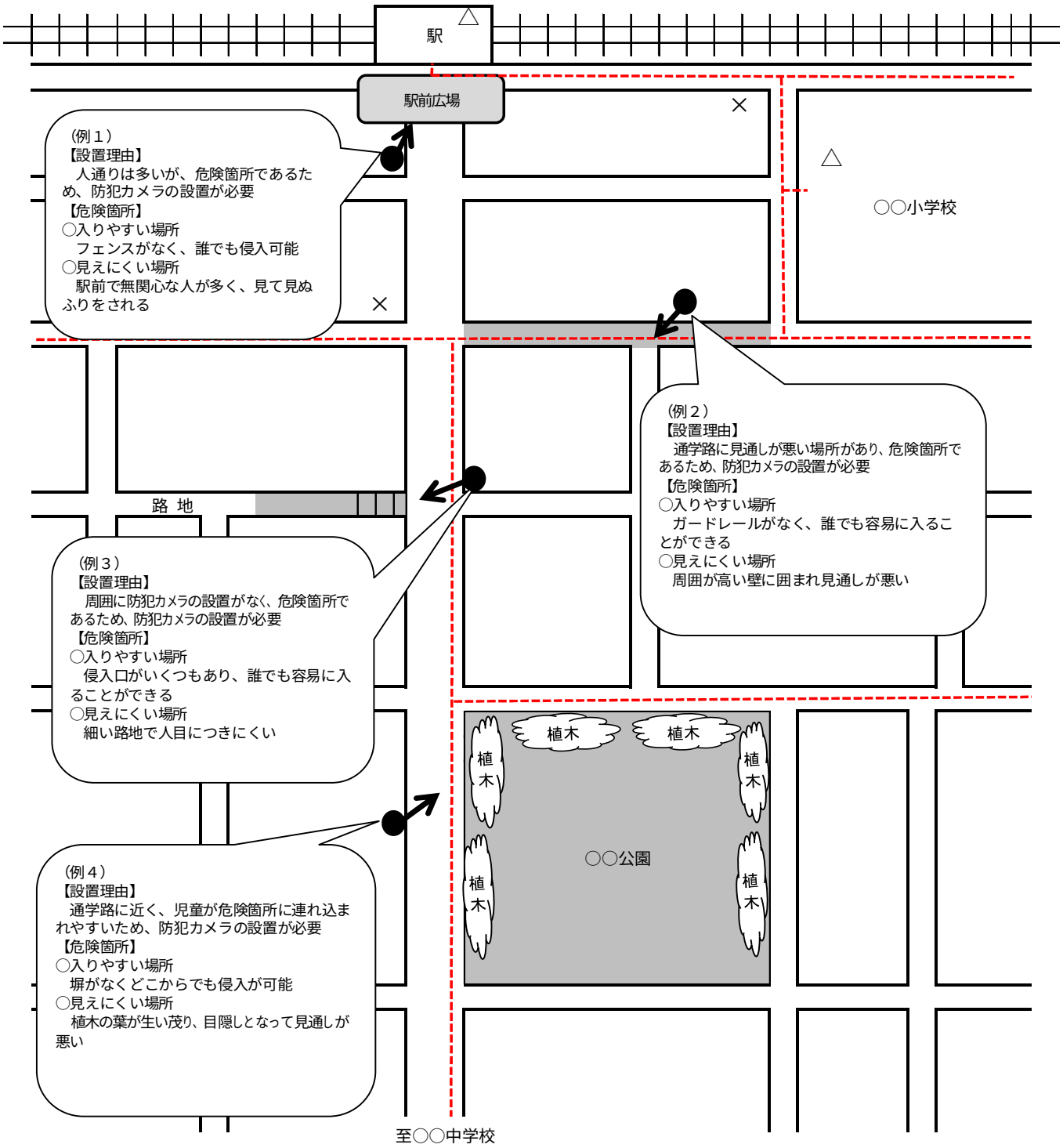

【記載する項目】　　※ **以下の項目を地図に書き込んでください。**

- ●　補助事業での防犯カメラ設置場所
- →　防犯カメラの撮影方向
- ▭　危険箇所
- ×　子どもを守る110番の家･店
- △　既に設置されている防犯カメラ
- ----　学校の通学路(※学校の位置も記載してください)

【設置理由】及び【危険箇所】の説明（例1～4参照）

別記３

記載例

団体名を記入してください

〇〇町内会　防犯カメラ等管理運用規程

（目的）

第１条　この規程は、〇〇町内会が防犯の目的で設置した防犯カメラ及びこれにより撮影し、又は記録した映像データ等（以下「防犯カメラ等」という。）の管理に関する基本的事項を定めることにより、これらの適正な運用を図ることを目的とする。

防犯カメラ設置場所を記入してください

（定義）

第２条　この規程において、防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として、不特定多数の者が利用する特定の場所（淡路市〇〇　〇〇番地〇〇）に常設する映像撮影機器で、映像の表示又は記録の機能を有するものをいう。

（運用責任者等）

第３条　〇〇町内会は、防犯カメラ等の適正な運用を図るため、防犯カメラ等運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置くものとする。

２　〇〇町内会は、運用責任者を補佐し、防犯カメラ等の取扱いを行わせるため、運用責任者の指名するところにより、防犯カメラ等取扱者（以下「取扱者」という。）を置くものとする。ただし、防犯カメラ等の取扱いに関する業務を第三者に委託する場合は、この限りでない。

団体名を記入してください

３　防犯カメラ等の取扱いに関する業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、委託契約等に基づき、この規程及び運用責任者の指示に従い、防犯カメラ等の取扱いに関する業務を行うものとする。

４　〇〇町内会は、必要に応じて、受託者が行う防犯カメラ等の取扱いに関する業務について、検査するものとする。

（運用責任者等の責務）

第４条　運用責任者、取扱者及び受託者（以下「運用責任者等」という。）は、この規程の定めるところにより、防犯カメラ等の適切な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めるとともに、自己の映像を収録された者の権利の保護を図らなければならない。

２　運用責任者等は、防犯カメラによって撮影された映像から知り得た情報を他人に漏らしてはならない。運用責任者等でなくなった後においても同様とする。

（防犯カメラ等の運用）

第５条　防犯カメラ等は、次に定めるところにより運用されなければならない。

（１）　撮影対象区域を必要最小限の範囲とすること。

（２）　防犯カメラが設置されている旨及び設置者の名称を、防犯カメラの設置場所に明確かつ適切な方法で表示すること。

（３）　映像表示機器及び録画機器の設置場所　　ことがないようにするほか、映像の外部への漏えい等を防

（４）　運用責任者等による映像の監視は、　　のみにとどめること。

映像及び記録媒体の保管場所を記入してください

（例）

・施錠ができる保管庫

・施錠ができる自治会事務室

・施錠ができるレコーダー収納箱

・施錠ができるカメラのカードスロット

（記録した映像等の管理）

第６条　映像及び映像を記録した媒体（以下　　ろにより管理されなければならない。

（１）　映像の加工や不必要な複写を行わないこと。

２）　〇〇〇〇に保管し、盗難及び散逸の防止に努めること。

（３）　映像表示機器及び録画機器の設置場所以外の場所への持出しを禁止すること。ただし、保守点検等の

理由により、運用責任者が許可した場合は、この限りでない。

（４）　映像の保管期間は、〇週間　までとし、当該保　な方法により、速やかに映像を消去し、又は記録媒体の破砕等の処理を行う　場合又は捜査機関から犯罪捜査を目的とする要請を受けた場合は、この限

保存期間を記入してください
※保存期間は１週間以上（7 日間以上）必要です。

（５）　その他映像及び記録媒体の不正利用、外部流出、改ざん等の防止のために必要な措置を講じること。

（映像及び記録媒体の提供の制限）

第７条　映像及び記録媒体の内容は、これを提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

（１）　映像から識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意がある場合

（２）　法令等に基づく場合

（３）　捜査機関から犯罪捜査の目的で要請を受けた場合

（４）　個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合

（苦情処理）

第８条　運用責任者は、本人又は住民等から防犯カメラ等の運用に関する苦情を受け付けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

（紛争の解決）

第９条　カメラ等の取扱いに関する紛争については、〇〇町内会　において解決する。

２　前項の紛争が解決するまでの間、カメラ等の使用を停止する。

団体名を記入してください

附　則

この規程は、〇 年〇月〇日から施行する。

施行日は、防犯カメラ稼働日以前の日を記入してください

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

淡路市長　様

団　体　名
代表者住所
代表者氏名
電 話 番 号

淡路市防犯カメラ設置費補助金交付申請書

淡路市防犯カメラ設置費補助金交付要綱第６条の規定により、関係書類を添えて申請します。

１　補助金交付申請額　　円
２　設置予定場所
３　設置工事期間　　年　　月　　日着工予定
　　年　　月　　日完了予定
４　添付書類
（１）　収支予算書（別記１）
（２）　地域団体合意書及び維持管理等誓約書（別記２）
（３）　見積書（防犯カメラの購入費及びその設置工事費が分かるもの）
（４）　仕様書（防犯カメラの機能要件が分かるもの）
（５）　防犯カメラ設置補助事業（計画・変更・実績）報告書
（６）　設置位置図
（７）　写真（設置場所の状況及び想定撮影範囲が分かるもの）
（８）　地域団体の規約及び役員名簿の写し
（９）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

別記１

収　支　予　算　書

１　収入の部　　（単位：円）

科　　目	予　算　額	摘　　要
計		

２　支出の部　　（単位：円）

科　　目	予　算　額	摘　　要
計		

（注）収支の計は、それぞれ一致する。

別紙

防犯カメラ設置補助事業（計画・変更・実績）報告書

<table>
<tr><td>設 置 団 体</td><td colspan="4">団体名
代表者名
電話　　－　　－　　携帯　　－　　－</td></tr>
<tr><td>設置場所住所</td><td colspan="4">淡路市　　番地
（施設名　　）</td></tr>
<tr><td>設置する場所の所有者</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>設置許可有無</td><td colspan="4">□設置許可あり　□許可見込み(交付決定時には許可を得ていること)</td></tr>
<tr><td>稼働(予定)年月日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">設 備 の 概 要</td><td>種　別</td><td>数量</td><td colspan="2">仕　様</td></tr>
<tr><td>カ　メ　ラ
□レコーダー接続型
□レコーダー一体型
(レコーダー一体型も下記にレコーダーの仕様を記載すること)</td><td>台</td><td colspan="2">□撮影画素数３８万画素以上
□解像度 720×480 以上
□カラーでの撮影機能あり
□作動時間が１日 24 時間
□夜間撮影機能あり
□防雨機能あり</td></tr>
<tr><td>レ コ ー ダ ー</td><td>台</td><td colspan="2">□記録時間が１日 24 時間及び７日間以上あり
□１秒間の記録コマ数：４FPS 以上
□記録画素数：３８万画素以上
□解像度 720×480 以上
□外部記録媒体への画像記録機能あり
□記録画像の情報流出防止措置あり</td></tr>
<tr><td rowspan="3">防犯カメラの設置を明示するための表示</td><td rowspan="3">枚</td><td>サイズ</td><td>縦（　　）cm　横（　　）cm</td></tr>
<tr><td>種　別</td><td>□プレート　□シール
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>表　記</td><td>□「防犯カメラ設置」等及び設置団体名</td></tr>
<tr><td>設置等の合意</td><td colspan="4">□設置機器、設置場所、適正管理、維持費支出等について、設置団体内での合意がある（別添「地域合意書及び維持管理誓約書」のとおり）</td></tr>
<tr><td>設置場所の検討</td><td colspan="4">□防犯カメラ設置場所周辺の防犯環境について、設置団体内で検討をしている（別添「地域安全マップ」記載のとおり）</td></tr>
<tr><td>管理運用規程</td><td colspan="4">□補助要件に定める事項を含む防犯カメラ管理運用規程が定められている（別添「防犯カメラ管理運用規程」のとおり）</td></tr>
</table>

注　該当する事項の□にはチェックマーク(✓)を記入してください。

別記２

地域団体合意書及び維持管理等誓約書

　　年度に淡路市防犯カメラ設置費補助事業で次の場所に設置する防犯カメラは、＿＿＿＿＿＿＿＿＿の合意に基づき設置するものです。
設置後は、＿＿＿＿＿＿＿＿が適正に維持管理し、及び運用することを誓約します。

設置場所	淡路市　　番地 （施設名　　）

年　　月　　日

淡路市長　様

団　体　名
代表者住所
代表者氏名

別記３

＿＿＿＿＿＿＿＿防犯カメラ等管理運用規程

（目的）

第１条　この規程は、＿＿＿＿＿＿＿＿が防犯の目的で設置した防犯カメラ及びこれにより撮影し、又は記録した映像データ等（以下「防犯カメラ等」という。）の管理に関する基本的事項を定めることにより、これらの適正な運用を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として、不特定多数の者が利用する特定の場所（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）に常設する映像撮影機器で、映像の表示又は記録の機能を有するものをいう。

（運用責任者等）

第３条　＿＿＿＿＿＿＿＿は、防犯カメラ等の適正な運用を図るため、防犯カメラ等運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置くものとする。

２　＿＿＿＿＿＿＿＿は、運用責任者を補佐するとともに、防犯カメラ等の取扱いを行わせるため、運用責任者の指名するところにより、防犯カメラ等取扱者（以下「取扱者」という。）を置くものとする。ただし、防犯カメラ等の取扱いに関する業務を第三者に委託する場合は、この限りでない。

３　防犯カメラ等の取扱いに関する業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、委託契約等に基づき、この規程及び運用責任者の指示に従い、防犯カメラ等の取扱いに関する業務を行うものとする。

４　＿＿＿＿＿＿＿＿は、必要に応じて、受託者が行う防犯カメラ等の取扱いに関する業務について、検査するものとする。

（運用責任者等の責務）

第４条　運用責任者、取扱者及び受託者（以下「運用責任者等」という。）は、この規程の定めるところにより、防犯カメラ等の適切な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めるともに、自己の映像を収録された者の権利の保護を図らなければならない。

２　運用責任者等は、防犯カメラによって撮影された映像から知り得た情報を他人に漏らしてはならない。運用責任者等でなくなった後においても同様とする。

（防犯カメラ等の運用）

第５条　防犯カメラ等は、次に定めるところにより運用されなければならない。

（１）　撮影対象区域を必要最小限の範囲とすること。

（２）　防犯カメラが設置されている旨及び設置者の名称を、防犯カメラの設置場所に明確かつ適切な方法で表示すること。

（３）　映像表示機器及び録画機器の設置場所に運用責任者等以外の者がみだりに立ち入ることがないようにするほか、映像の外部への漏えい等を防止するための所要の安全対策を講じること。

（４）　運用責任者等による映像の監視は、防犯カメラ等の設置目的に照らし、必要な場合のみにとどめること。

（記録した映像等の管理）

第６条　映像及び映像を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）等は、次に定めるところにより管理されなければならない。

（１）　映像の加工や不必要な複写を行わないこと。

（２）　＿＿＿＿＿＿＿＿に保管し、盗難及び散逸の防止に努めること。

（３）　映像表示機器及び録画機器の設置場所以外の場所への持出しを禁止すること。ただし、保守点検等の

理由により、運用責任者が許可した場合は、この限りでない。

（４）　映像の保管期間は、までとし、当該保管期間を経過した後は、確実な方法により、速やかに映像を消去し、又は記録媒体の破砕等の処理を行うこと。ただし、法令等に基づく場合又は捜査機関から犯罪捜査を目的とする要請を受けた場合は、この限りでない。

（５）　その他映像及び記録媒体の不正利用、外部流出、改ざん等の防止のために必要な措置を講じること。

（映像及び記録媒体の提供の制限）

第７条　映像及び記録媒体の内容は、これを提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

（１）　映像から識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意がある場合

（２）　法令等に基づく場合

（３）　捜査機関から犯罪捜査の目的で要請を受けた場合

（４）　個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合

（苦情処理）

第８条　運用責任者は、本人又は住民等から防犯カメラ等の運用に関する苦情を受け付けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

（紛争の解決）

第９条　カメラ等の取扱いに関する紛争については、＿＿＿＿＿＿＿＿において解決する。

２　前項の紛争が解決するまでの間、カメラ等の使用を停止する。

附　則

この規程は、　年　月　日から施行する。

位置図（　　年　　月　　日　　町内会作成）

【記載する項目】　　**※ 最低限、以下の項目をすべて地図に書き込んでください。**

●　～ 補助事業での防犯カメラ設置場所
→　～ 防犯カメラの撮影方向
▭　～ 危険箇所
×　～ 子どもを守る110番の家･店
△　～ 既に設置されている防犯カメラ
----　～ 学校の通学路(※学校の位置も記載してください)

【設置理由】及び【危険箇所】の説明（例1～4参照）

同 意 書

年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　様
（団 体 名）

住　　所

氏　　名

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　が、下記の場所に防犯カメラを設置することについて同意します。
（団 体 名）

記

1　設置場所　　兵庫県＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

・この書類は、防犯カメラの撮影範囲に住居等が含まれる方の同意の意思を記録するためのものです。
・同意の意思の記録は、必ずしもこの書類を使用していただく必要はありません。
・市へ提出していただく必要はありません。防犯カメラの設置団体で保管してください。

様

防犯カメラ設置許可書（同意書）

令和 7 年度淡路市防犯カメラ設置補助事業で、下記設置場所に防犯カメラ等の機器を設置することについて、許可します。

設置場所	淡路市　　番地 （施設名　　）

設置場所所有者（管理者）

年　　月　　日

団体名

住所

氏名　　印